



高校生対象 横須賀市の奨学支援金制度（給付型＝返還不要）について

令和5年度 修学支援金（横須賀市奨学支援金制度）のお知らせ

申請できる方（つぎの要件を全て満たすことが必要です。）

- 本人が令和5年9月1日現在、高等学校等に在籍していること。
- 本人及び保護者が令和5年9月1日現在、横須賀市内に住所を有していること。

【高等学校等とは】

- * 高等学校（全日制・定時制は問いませんが、通信制、専攻科及び別科は除きます）
- * 中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校（第1学年から第3学年まで）

【所得等判断基準】

- 令和5年度市民税・県民税の世帯の所得割額の合計が1円以上85,500円未満の世帯であること。（0円＝非課税の場合は県奨学給付金の対象となり、申請できません。）
- 令和5年9月1日現在、生活保護を受けていないこと。
- 令和5年度にその他給付型奨学金を受給していないこと。※貸付型は併用可
- 授業料・入学料・入学準備のための経費（制服・鞆・靴など）以外の教育費について、特待制度などで他からの助成を受けていないこと。

【授業料・入学料・入学準備のための経費（制服・鞆・靴など）以外の教育費とは】
・教科書代、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費など。

（支給条件）

- ◎授業料・入学料・入学準備のための経費（制服・鞆・靴など）以外の教育費にかかる校納金に未払いがないか学校長に確認します。未払いがある場合、学校長からの依頼に基づき修学支援金を充当することになりますので、ご承知おきください。

申請方法

申請は、**令和5年7月3日（月）～令和5年8月31日（木）**の間に、下記のいずれかの方法でお願いいたします。

申請方法	提出先
1. 教育委員会へ持込	教育委員会支援教育課（市役所1号館6階2番窓口） 受付時間：土・日・祝日・休日を除く8：30～17：00
2. 郵送	〒238-8550 横須賀市小川町11番地 教育委員会支援教育課 修学支援金担当 あて ※不足書類があると、受付ができませんので、提出前にご確認ください。 ※申請期間内必着でご提出ください。

提出書類

1・4・6につきましては、【所定の書式】がありますので教育委員会支援教育課（市役所6階2番窓口）または市HPより取得してください。

1. 令和5年度横須賀市奨学支援金受給申請書（修学支援金用）【所定の書式】
2. 令和5年度市県民税課税証明書（原本）又は税額決定通知又は特別徴収税額決定通知（写）
※世帯全員の扶養状況や課税額が確認できるもの
3. 住民票の写し（3か月以内発行、世帯全員、続柄の記載があるもの。特定個人情報是不要。兄弟など同一世帯で複数人の申請をする場合の住民票の写しは1部で他コピー可。）
4. 横須賀市奨学生推薦書（学校長の印を押したものを在籍校より取得）【所定の書式】
5. 振込口座写し※申請者（生徒本人）の口座をご用意ください
6. 横須賀市修学支援金 使途調査票（令和4年度横須賀市修学支援金受給者のみ提出）【所定の書式】

支給額・時期

【支給額】 80,000円

【支給月】 令和5年10月（予定）

【結果通知】 結果については、事前に郵送でお知らせします。

【学校確認】 在籍校には在籍等の確認と校納金に未払いがないか等を確認します。

【振込】 申請者（生徒本人）名義の振込先口座にお振込みします。

【問い合わせ先】 横須賀市教育委員会支援教育課 電話 046-822-8480

横須賀市修学支援金 申請に当たっての注意事項

*申請時の注意事項について記載します。事前にご確認ください。

○以下の方は奨学金申請の対象外となります ※申請できません。

- *世帯の市民税・県民税所得割額が0円(=非課税)の方
 - *令和5年9月1日現在、生活保護世帯である方
- ⇒神奈川県高校生等奨学給付金(県の給付型奨学金)対象のため、申請できません。
神奈川県高校生等奨学給付金の申請については、在籍校へお問い合わせください。
- *在籍校などから、特待制度等で教材費等の助成を受けている方

○申請手順について

1. 世帯の市県民税所得割額の合計が、1円以上85,500円未満であることを確認する。
※主たる生計維持者の扶養に入っていない方がいる場合、所得割額は合算となります。
例)配偶者特別控除の方、扶養を外れている兄弟、祖父母など。
- ↓
2. 横須賀市修学支援金の申請書等を取得する。
※教育委員会支援教育課(市役所6階2番窓口)または市HPより取得してください。
- ↓
3. 在籍校(高校)へ横須賀市奨学生推薦書の記入を依頼し、取得する。
- ↓
4. 下記の提出書類を教育委員会支援教育課へ提出(窓口で提出または郵送)
 - ①申請書(所定の様式に記入)
 - ②課税証明書(原本)又は税額決定通知書(写)又は特別徴収税額決定通知書(写)
※主たる生計維持者の扶養に入っていない方がいる場合、その方の証明書も必要です。
例)配偶者特別控除の方、扶養を外れている兄弟、祖父母など。
 - ③住民票の写し
 - ④横須賀市奨学生推薦書(手順3.で取得したもの)
 - ⑤振込口座写し※生徒本人名義の口座
 - ⑥横須賀市修学支援金使途調査票※令和4年度修学支援金受給者のみ

○申請内容について

- ・申請書の世帯状況欄については、住民票の世帯全員を記入してください。
 - ・振込先は、申請者(生徒本人)の口座となります。
⇒保護者口座には振込不可のため、生徒本人名義の口座をご用意ください。
 - ・申請後、生活保護を受給することになった場合や、住所変更、世帯状況の変更があった場合は、速やかに届け出てください。
- ※虚偽の申請、支給対象外となる変更があった場合は、受給した奨学金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

○在籍校での校納金未払いがある場合について

- ・校納金の未払いがある場合、修学支援金を充当することになります。

○使途調査票の提出について

- ・令和4年度に修学支援金を受給された方は、使途調査票を提出していただきます。

裏面あり

○提出書類②として、令和5年度税額決定通知書（写）又は特別徴収税額決定通知書（写）を使用される場合は以下の面をご提出ください。

※氏名・住所・市県民税所得割額の記載されているページが必要です。

税額決定通知書（写） の場合

The image shows a sample of a Resident's Tax Paper (令和5年度税額決定通知書) with several callouts:

- 1 ページ目:** 住所・氏名が記載されています。 (Page 1: Address and name are recorded.)
- 3 ページ目:** 「市民税」「県民税」の所得割が記載されています。 (Page 3: The tax rates for 'Municipal Tax' and 'Prefectural Tax' are recorded.)

The document includes sections for: 令和 年度 (令和5年度), 市民税 県民税, 納税通知書 (兼 税額決定通知書), Residents' Tax Papers, 横須賀市長, 年 () 年 () 月 () 日, あなたの市民税・県民税を決定 (変更) したのでお知らせします。 既に同年度分の通知書が送付されている人は、この通知書と差し替えてください。 年 税 額 (円) の内 訳 (円), 給与からの特別徴収税額の内訳 → 9 頁, 年金からの特別徴収税額の内訳 → 11 頁, 課税標準額 (円), ①税額控除前所得割, ②税額控除等 (7 頁) 所得割 ① - ② 均 等 割, ③税額控除前所得割, ④税額控除等 (7 頁) 所得割 ③ - ④ 均 等 割, 合計所得金額, 繰越控除額 (7 頁), 市民税・所得控除, 山 林 業 所 得, 一般株式等の譲渡, 上場株式等の譲渡, 上場株式等の配当等, 先物取引, 退職, 内 訳, 老 人, 16 歳 未 満, 扶 養 控 除, 基 礎, 合 計, 市民税・所得控除.

※2枚ともコピーして提出してください。

特別徴収税額決定通知書（写） の場合

The image shows a sample of a Special Deduction Tax Amount Determination Notice (特別徴収税額決定通知書) with callouts:

- 中心部:** 市民税・県民税の所得割 (Center: Municipal tax and Prefectural tax rates)
- 右側:** 氏名・住所が記載されています。 (Right side: Name and address are recorded.)

The document includes sections for: 令和 年度 (令和5年度), 特別徴収税額決定通知書 (兼 納税通知書), Residents' Tax Papers, 横須賀市長, 年 () 年 () 月 () 日, あなたの市民税・県民税を決定 (変更) したのでお知らせします。 既に同年度分の通知書が送付されている人は、この通知書と差し替えてください。 年 税 額 (円) の内 訳 (円), 給与からの特別徴収税額の内訳 → 9 頁, 年金からの特別徴収税額の内訳 → 11 頁, 課税標準額 (円), ①税額控除前所得割, ②税額控除等 (7 頁) 所得割 ① - ② 均 等 割, ③税額控除前所得割, ④税額控除等 (7 頁) 所得割 ③ - ④ 均 等 割, 合計所得金額, 繰越控除額 (7 頁), 市民税・所得控除, 山 林 業 所 得, 一般株式等の譲渡, 上場株式等の譲渡, 上場株式等の配当等, 先物取引, 退職, 内 訳, 老 人, 16 歳 未 満, 扶 養 控 除, 基 礎, 合 計, 市民税・所得控除.

※全面をコピーして提出してください。

市民税・県民税の所得割額の確認方法

市民税・県民税の所得割額は、下記いずれかの書類により確認することができます。

- 1. 市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書 ⇒ 会社などにお勤めの方
- 2. 市民税・県民税 納税通知書（税額決定通知書） ⇒ 自営業、普通徴収の方
- 3. 市民税・県民税 課税（非課税）証明書 ⇒ 市役所、行政センター、役所屋で発行

1. 市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更 通知書(納税義務者用)																																			
所得	給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分		
所得	雑損	医療費	社会保険料	障・寡・勤	配偶者	配偶者特別	扶養親族	該当区分	本人該当区分	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他

提出書類として使用する場合は、氏名の記載がある部分も含めてコピーしてください。

2箇所合計が1円以上85,500円未満

2. 市民税・県民税 納税通知書（税額決定通知書）

所得金額、所得控除明細及び税額

所得金額（円）										所得控除額（円）										3ページ目に記載されています																																	
総所得	事業	営業	等	農	業	不動産	利	子	配	当	給	雑	公的年金	等	その他	譲渡	一時	計	短期譲渡	長期譲渡	山林	一般株式等の譲渡	上場株式等の譲渡	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	障害者	寡婦（寡夫）	勤労学生	一般	人	特定	人	同老	人	同老	人	16歳未満	人	扶養控除	基礎	合計	①税額控除前所得割	②税額控除等（7頁）	所得割① - ②	均等割	③税額控除前所得割	④税額控除等（7頁）	所得割③ - ④	均等割

提出書類として使用する場合は、1ページ目と3ページ目の両方をコピーしてください。

市民税・県民税と所得税では所得控除額が異なります。

2箇所合計が1円以上85,500円未満

3. 市民税・県民税 課税（非課税）証明書

令和〇年度 市県民税課税・非課税（所得）証明書

サンプル

賦課期日住所	
氏名	生年月日

〇年中の所得の内容		円
給与収入金額		
公的年金等収入金額		
所得の種類	
	
	
所得の合計金額		

所得控除額の内訳			円
雑損控除		特別障害者	
医療費控除		普通障害者	
社会保険料控除		本人該当事項	*****
小規模企業共済等掛金控除			寡婦（寡夫）
生命保険料控除			特定寡婦
地震保険料控除			勤労学生
配偶者控除		*****	
配偶者特別控除		基礎控除	
扶養控除		所得控除額の合計	
人数内訳 一般 <input type="radio"/> 人 同居老人 <input type="radio"/> 人 16歳未満 <input type="radio"/> 人 同居特障 <input type="radio"/> 人			

2箇所の合計が1円以上
85,500円未満

令和〇年度課税標準額		円
総所得金額		
その他の課税標準額の合計		

令和〇年度市県民税額				円
年	税額			
市民税	所得割		県民税	所得割
	均等割			均等割

★確認時の注意事項

- ・同一世帯内（同じ住民票に入っている）全員の所得割額を確認してください。
- ・同一世帯全員の所得割額の合計が1円以上85,500円未満の世帯が対象となります。
- ・ただし、税法上の扶養親族、配偶者控除対象者については確認不要です。
- ・配偶者控除対象者の所得割額の確認は不要ですが、配偶者特別控除対象者の方については所得割額の確認が必要ですので、ご注意ください。